

中国最高裁：「中国法院知的財産司法保護状況（2018）」を公表
 ～2018年全国知財訴訟事件新受件数 33.5 万件、対前年比 41%増～

日本技術貿易株式会社 顧問

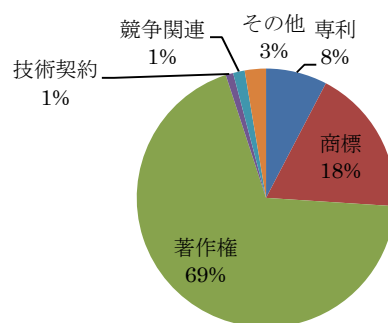
中国弁護士・中国弁理士・日本付記弁理士

張 華威

2019年4月22日、中国最高人民法院は「中国法院知的財産司法保護状況（2018）」（以下、「白書」という）を公表した。「白書」によれば、2018年の全国人民法院の各種知的財産関連事件（第一審、第二審、再審を含む）の新受件数は334,951件（対前年比41.19%増）であり、既済件数（前年からの繰越事件を含む、以下同じ）は319,651件（対前年比41.64%増）であり、史上最高の増加率を記録した。

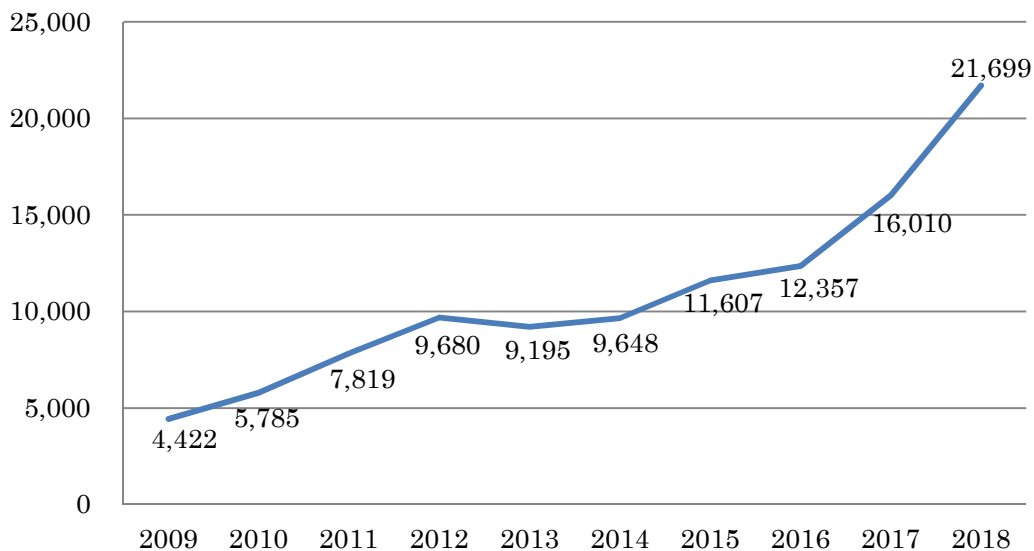
上記各種知的財産関連事件のうち、地方各級人民法院の民事第一審事件が大部分を占め、その新受件数と既済件数はそれぞれ283,414件（対前年比40.97%増）と273,945件（対前年比41.99%増）を記録した。上記新受件数の内訳は以下のとおりである。

- * 専利（特許権、実用新案権、意匠権を含む）は21,699件（対前年比35.53%増）
- * 商標は51,998件（対前年比37.03%増）
- * 著作権は195,408件（対前年比42.36%増）
- * 技術契約は2,680件（対前年比27.74%増）
- * 競争関連民事事件は4,146件（対前年比63.04%増）、そのうち独禁法関連事件は66件。
- * その他知的財産民事紛争事件7,483件（対前年比44.60%増）



[第一審民事新受事件の種別内訳]

専利権侵害訴訟については、全人代常務委員会で審議されている専利法第4次改正において、裁量に基づく賠償額の引き上げ（10～500万人民元）、懲罰的損害賠償制度の新設（1～5倍）、立証の容易化（書類提出命令の明文化）、行政官庁に対する専利権侵害における強制執行力の付与（当事者に対する尋問、資料の複製・閲覧、現場検査などの強制的な調査権の付与）などが検討されており、権利者に有利な法改正となる見込みである。そのため、今後も訴訟の件数が増大することが予想される。

専利民事第一審新受件数（件）

上記の状況から、中国で経済活動を進めていく中で、訴訟リスクが著しく高くなっていることは明らかである。権利者側に有利な環境づくりが進められていく中、ビジネスを守るためには品質と数量の双方において適切な権利化を行うことが最重要であることは間違いない。同時に、新製品を展開する前の侵害調査や、防衛的な公開や証拠の保存を行うことも今まで以上に重要になると思われる。

以上